

設計図書 (当初)

課長	係長	検算者	担当者
----	----	-----	-----

令和4年度 保全松林緊急保護整備事業衛生伐業務委託

表-1に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書である。

表-1 設計図書内訳

表紙	設計書	位置図	内訳表・単価表	特記仕様書	図面
P1	P2	P3	P4~P10	P11	

参考資料

表-2に示す参考資料は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書ではない。

表-2 参考資料内訳

参考図	その他	
P12~P13		

設計書

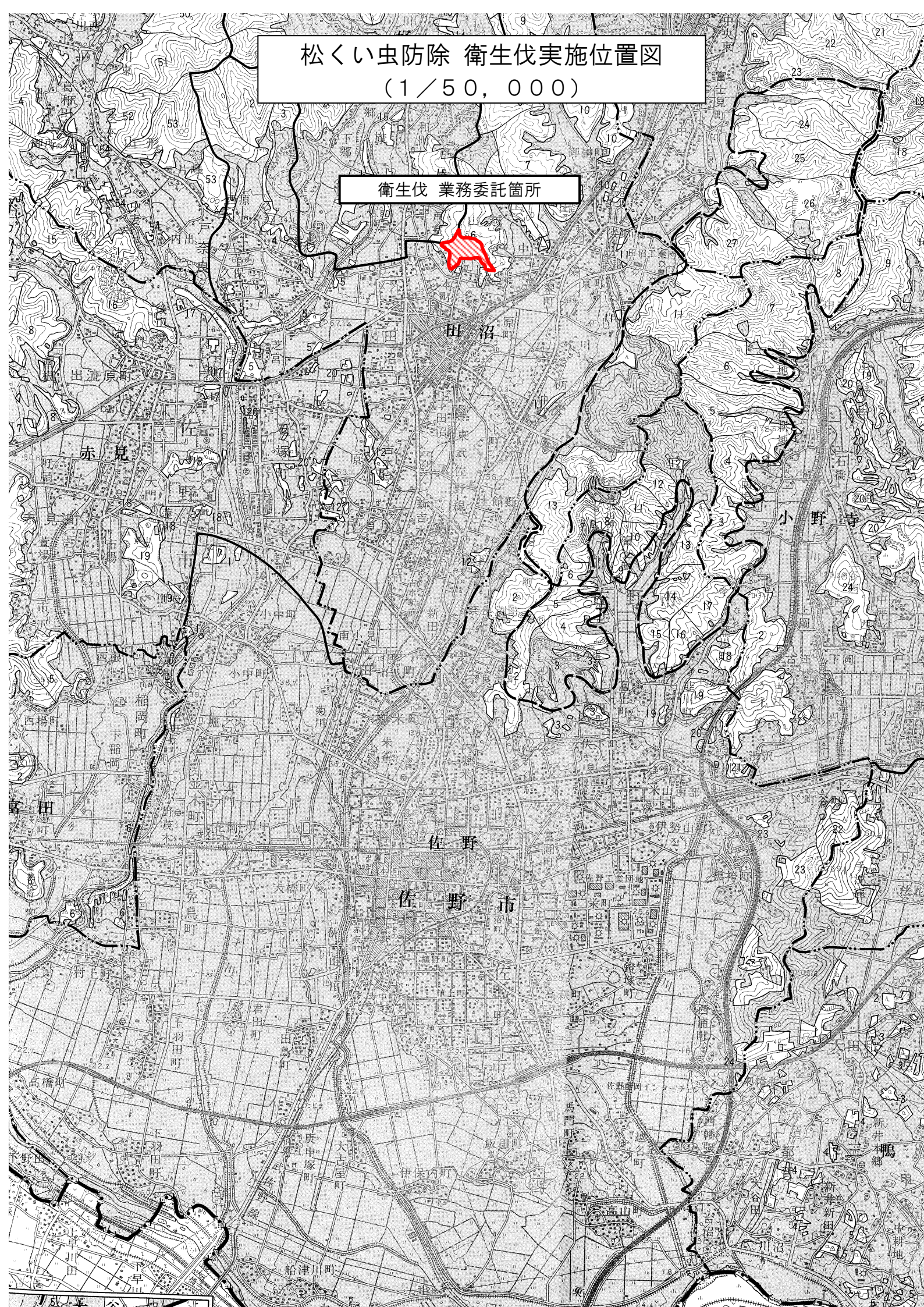
市長	副市長	部長	課長	係長	検算者	設計者
----	-----	----	----	----	-----	-----

令和4年度	委託名	令和4年度保全松林緊急保護整備 事業衛生伐業務委託	期間	令和4年 月 日から 令和5年 1月31日まで (日間)
作成 令和4年9月	事業実施 場 所	佐野市田沼町	監督職員 氏 名	
設計 理由	森林の多面的機能の保全を図り、「松くい虫」による被害のまん延を防ぐため、被害木等の伐倒駆除を実施する。			
委託 の 種別 及び 概要	1 伐倒・造材	被害木100m ³ 、不用木10本		
	2 薬剤散布	1,000ℓ (油剤、被害木100m ³)		
	3 使用薬剤	油剤 (農薬登録済薬剤)		

佐野市

松くい虫防除 衛生伐実施位置図
(1/50,000)

衛生伐 業務委託箇所



設 計 用 紙 (乙)

工種	種別	区分	数量	単位	単価	金額	摘要
直接工事費	被害木伐倒駆除 (油剤)	伐倒	100	m ³			第1号単価表
		造材	100	m ³			第2号単価表
		薬剤費等	100	m ³			第3号単価表
		薬剤散布	100	m ³			第4号単価表
	不用木処理	選木	10	本			第5号単価表
		不用木伐倒	10	本			第6号単価表
小計							
間接工事費	共通仮設費			%			
	現場監督費			%			
	法定福利費			%			
小計							
工事原価							
消費税相当			10	%			
本工事費							

伐倒 単 価 表						10 m ³ 当たり
種別	名称	数量	単位	単価	金額	摘要
伐倒						
	特殊作業員		人			
	普通作業員		人			
	諸雑費		%			
合計						
1 m ³ 当たり						

造材 単 価 表						10 m ³ 当たり
種別	名称	数量	単位	単価	金額	摘要
造材						
	特殊作業員		人			
	普通作業員		人			
	諸雑費		%			
合計						
1 m ³ 当たり						

薬剤費等 単 価 表						10 m ³ 当たり
種別	名称	数量	単位	単価	金額	摘要
薬剤費等						
	薬剤調合費		人			
	薬剤購入費		ℓ			
合計						
1 m ³ 当たり						

薬剤散布		単 価 表			10 m ² 当たり	
種別	名称	数量	単位	単価	金額	摘要
薬剤散布						
	散布作業費		人			
合計						
1 m ² 当たり						

選木 単 価 表						100 本当たり
種別	名称	数量	単位	単価	金額	摘要
選木						
	特殊作業員		人			
	普通作業員		人			
	諸雑費		%			
合計						
1 本当たり						

不用木伐倒		単 価 表			100 本当たり	
種別	名称	数量	単位	単価	金額	摘要
不用木伐倒						
	特殊作業員		人			
	普通作業員		人			
	諸雑費		%			
合計						
1 本当たり						

令和4年度 保全松林緊急保護整備事業衛生伐業務仕様書

I 総則

1 適用

この仕様書は、松くい虫伐倒駆除（衛生伐）事業に適用するものとする。

2 完了検査は、栃木県森林病虫害等駆除事業実施要領第15条検査確定要領を準用して行うものとする。

3 履行期間は、契約日から令和5年1月31日までとする。

II 伐倒駆除（衛生伐）業務内容

1 駆除対象木

マツノザイセンチュウにより当年枯死したもので、マツノマダラカミキリの幼虫又は蛹の生息が確認されたもの（被害木）とする。なお上記のような理由により当年枯死等した被害木のほか、原因不明等の理由により枯死した松不用木も対象とする。（被害木であったが1年以上駆除されずに放置されている松を含む。）

2 伐倒措置

駆除木は伐倒し、枝払い後薬剤散布が容易にできるよう1m程の長さに玉切るものとする。伐採木総てを適宜集積するものとする。但し、被害木と不用木を分けて集積すること。この場合、集積高は概ね1mとし枝条も集積する。なお、集積作業の支障となる雑灌木類は除去すること。

3 駆除薬剤

松くい虫伐倒駆除用の農薬登録済みのもので、油剤を使用するものとする。

なお、使用薬剤については、市の使用承認を受けるものとする。

4 薬剤散布

(1) 被害木の薬剤散布量は1㎡当たり10ℓとする。なお、不用木については薬剤散布を要しない。

(2) 散布箇所は、樹幹はもちろん枝条の部分にも十分散布するものとする。

(3) 散布は噴霧器を使用し、噴口をできるだけ樹皮に近づけて薬剤が飛散しないように反復散布するものとする。

(4) 降雨直後及び強風時は、散布を行わないものとする。

(5) 薬剤は説明書に基づき適切に取り扱うものとする。

5 本仕様書のほか松くい虫立木駆除事業指針により実施するものとする。

III 書類等

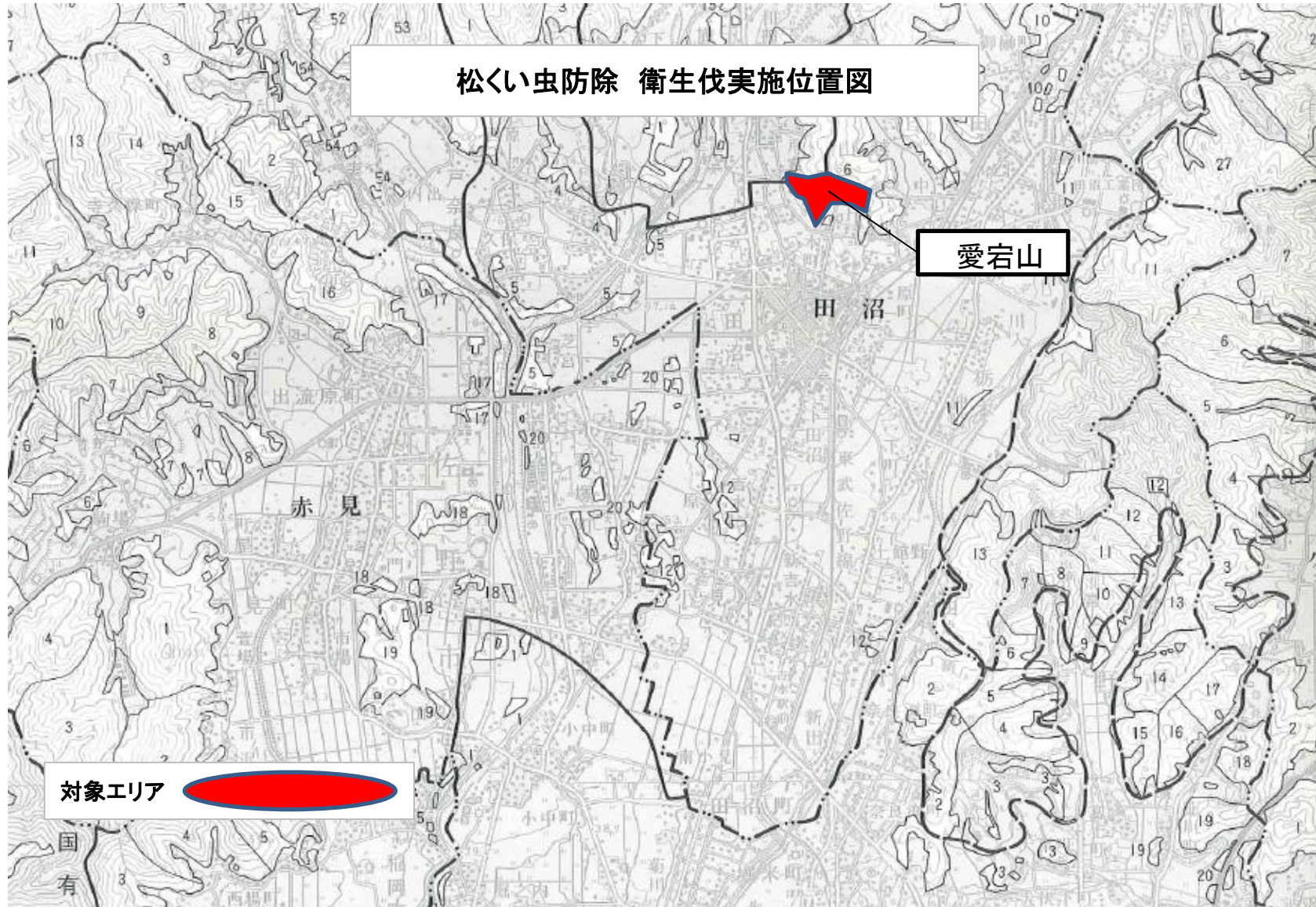
1 駆除数量記録野帳、作業記録等の整備

2 事業記録写真は、事業実施が確認できるよう撮影するものとする。

事業実施以前の周辺の状況、伐倒後の根株、末木枝条の整理状況、集積状況、薬剤散布状況、使用薬剤、事業実施後の周辺の状況、その他実施が確認できる状況等
なお、原則としてGPS機能付きのカメラで撮影することとする。

3 実績報告書及び請求書の提出

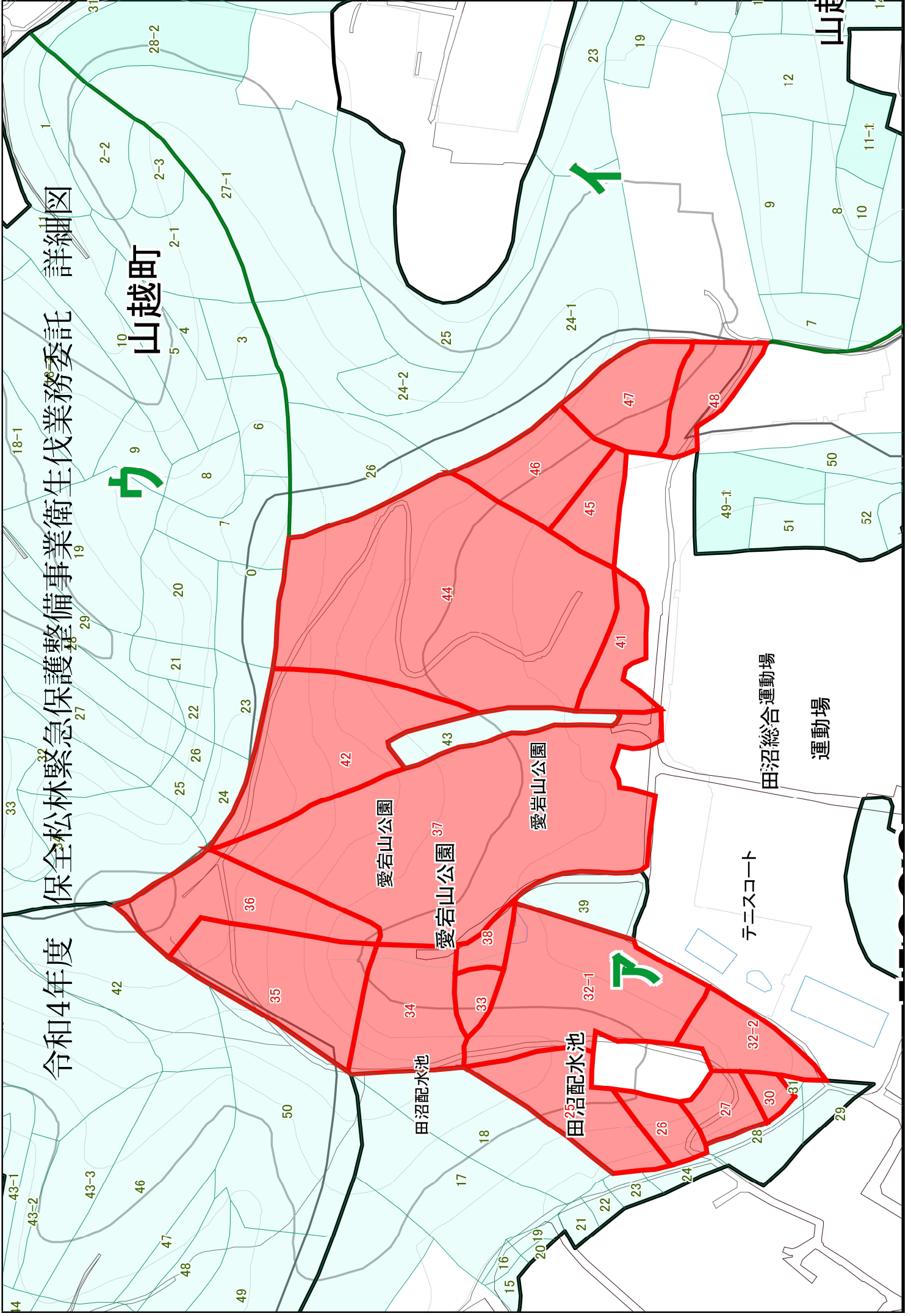
松くい虫防除 衛生伐実施位置図



令和4年度

保全松林緊急保護整備事業衛生伐業務委託

詳細図



ウ

山越町

ア

イ

運動場

田沼総合運動場

テニスコート

山走